

平成27年度 第9回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

平成27年12月21日開催
(公開用)

高野町農業委員会

平成27年度 第9回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

- 開催日時 平成27年12月21日（月）
- 開会時刻 午前10時30分開会
- 開催場所 高野町役場 富貴支所 児童館
- 出席委員 1番 井阪晴美 2番 辻本一 3番 下名迫勝實 5番 尾家富千代
7番 久保良作 8番 上田静可 10番 梶谷廣美

以上7名出席
- 欠席委員 4番 井手上治己 6番 柳葵 9番 中林 敬

以上3名欠席
- 事務局員 事務局長 倉本文和
事務局員 門谷佳彦 垣内宏樹
- 関係者
- 議事事項 議案第13号 農地法第2条非農地証明交付申請の承認について
報告第6号 農地法第4条の許可指令書の交付について
報告第7号 農業委員会活動の「見える化」に向けた取り組み
について
報告第8号 農地利用状況調査結果について
報告第9号 平成27年度農業者年金加入促進セミナー及び平成
27年度全国農業委員会長代表者集会について
- 議事内容 次のとおり

*****午前10時30分 開会*****

事務局（門谷佳彦）

おはようございます。定刻の時刻となりましたので、平成27年度第9回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

さて、本委員会でございますが、本日出席委員7名、欠席委員3名、4番、井手上委員、6番、柳委員、9番、中林委員です。高野町農業委員会会議規則第9条による規定数を超過しておりますので、本日の本委員会は成立していますので御報告をいたします。

それでは、事務局長より御挨拶をいたします。

事務局長

皆様、おはようございます。

年も押し迫って、何かと大変お忙しい中、本日も御出席いただきましてありがとうございます。また、ことし一年農業委員会活動に終始、御尽力、御協力いただきましてありがとうございます。今度ともまた、よろしく願いしときます。

富貴地区での開催ということで、きょうはお世話になりまして、毎月定例会をしているわけですが、また、今後來年以降、もう少しまた数もふやしたら、検討させていただきたいと思えます。

それでは、本日議案1件、報告4件でございます。慎重審議いただきますようよろしくお願いいたします。本日はまことに御苦労さまです。

事務局（門谷佳彦）

ありがとうございました。

続きまして、高野町農業委員会会議規則第28条に基づく、議事録署名委員を、事前に議長より御指名いただいております。本日の署名委員につきましては、5番、尾家委員、7番、久保委員をお願いいたします。

続きまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第8条により、当委員会の会長となっておりますが、会長が欠席のため、下名迫職務代理よろしくお願いいたします。

議長

すみません。柳会長が欠席ということで、職務代理の私が議長を務めさせていただきます。何分ふなれなものですけども、御協力よろしくお願いいたします。また、上田さんには、遠いところ御苦労さまです。

それでは、次第に従いまして、議案第13号、農地法第2条非農地証明交付申請の承認について、事務局より説明いたします。

事務局（門谷佳彦）

議案第13号、農地法第2条非農地証明交付申請の承認について、別添の農地につき、農地法第2条農地でない旨の証明願いがあったので審議ねがい

たい。平成27年12月21日提出。高野町農業委員会会長職務代理、下名迫勝實。

今回の申請は1件でございます。農地の所在は、東富貴字・・・・番で、場所については次のページの図面をごらんください。

登記簿は畑、現況地目は宅地、農振区分につきましては、農振農用地域外となっており、面積は29平方メートルです。

申請者の住所氏名は、和歌山県伊都郡高野町大字・・・・番地、・・・・氏でございます。

現地調査につきましては、11月24日に事務局と下名迫委員と実施いたしました。後ほど報告がございます。

申請地は、高野町役場富貴支所から南東へ約600メートルの位置にあり、登記簿地目は畑、現況は宅地であります。

今回の申請人は、申請人の両親が約83年前に同地に住宅を建築し、現在まで居住しておりましたが、本年住宅を建てかえ現在に至っております。

以上について、現地及び書類審査いたしました結果、申請に必要な書類は全て添付されており、農地法第2条の非農地証明の承認について、承認相当と判断いたしましたので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。

続きまして、現地の担当委員ですけども、担当委員、私になっておりますが、ちょっと議長をさせていただいておりますので、代理で事務局のほうから。

事務局（門谷佳彦）

それでは代理で読ませていただきます。本案件について、平成27年11月24日に事務局の垣内主事とともに現地調査を行いました。

申請地にあっては、83年前に建物を建築し、それ以降住宅地として使用しておりましたが、今回旧の住宅を取り壊し新しい建築している状態です。

現地において、農地法第2条の農地でない旨の証明について問題ないと判断しております。

以上、報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局並びに担当委員のほうから説明がありましたが、何か御意見、御質問ありましたら、お願いします。

ありませんか。

各委員

（「異議なし」の声あり。）

議長 それでは、御意見がないようですので、議案第13号について、可決してよろしいですか。

各委員 (「はい」の声あり。)

議長 それでは、可決いたします。
 続きまして、報告第6号、農地法第4条の許可指令書の交付について、事務局より報告をお願いします。

事務局 (門谷佳彦)

報告第6号、農地法第4条の許可指令書の許可指令書の交付について、このことについて、農地法(昭和27年7月15日法第229号)第4条第3項の規定に基づき、和歌山県農業会議に諮問し、許可相当の意見答申があったので下記のとおり許可指令書を交付したことを報告する。平成27年12月21日提出。高野町農業委員会会長職務代理、下名迫勝實。

平成27年11月10日に第8回定例会で御審議いただいた案件で許可相当とし、農地法第4条第3項の規定に基づき、平成27年11月27日に日高振興局にて開催された、平成27年11月常任議員会議にて諮問し、許可相当との意見答申があったため、該当申請者に対して許可指令書を交付したので報告します。

以上です。

議長 ありがとうございました。
 ただいま事務局より説明がありましたが、何か御意見ありましたら、ありませんか。

各委員 (「はい」の声あり。)

議長 そしたら、ないようですので、報告第6号は以上とします。
 続きまして、報告第7号、農業委員会活動の「見える化」に向けた取り組みについて、事務局より報告をお願いします。

事務局 (門谷佳彦)

はい、報告第7号、農業委員会活動の「見える化」に向けた取り組みについて。農業委員会活動整理カードの登録のお願い(平成27年11月9日付け27和農議第357号、和歌山県農業会議会長通知)に基づき、平成27年4月1日現在の農業委員会活動整理カードを作成したので報告します。平成27年12月21日提出。高野町農業委員会会長職務代理、下名迫勝實。

次のページにある分ですが、別冊で出させていただいている分が正しい

です。ちょっと一部修正がありましたので、こちらの別冊のほうをごらんください。

昨年度に引き続いて、農業委員会整理カードについて、今年度も4月1日時点の情報を登録したので報告をしておきます。内容としましては、おおむね去年と様式等ほとんど変わっておりません。数字とじては、後で審議いただく遊休農地の利用状況調査の結果を反映させている部分と、農業委員会の交付金等の事業費等の金額のほうが新しい情報に変わっているところと、あとは具体的に変わっているところは、特段昨年度と大幅に変わっておりませんので、例年とほぼ変わりなくということで、報告をしております。

以上です。

議長

ただいま事務局より報告がありましたが、何か御意見ありましたら。御意見ありませんか。

それでは、ないようですので報告第7号は以上とします。

続きまして、報告第8号農地利用状況調査結果について、事務局より報告お願いします。

事務局（門谷佳彦）

報告第8号、農地利用状況調査結果について、このことについて、農地法（昭和27年7月15日法律第229号）第30条第1項の規定に基づき実施した平成27年農地利用状況調査について、別紙のとおり調査結果を取りまとめたので報告します。平成27年12月21日提出。高野町農業委員会会長職務代理、下名迫勝實。

この次のページ以降が一覧にのっております。平成27年の利用状況調査を本年度春からかけて皆様に御協力をいただき、ありがとうございました。調査結果をもとに調査結果集計を行っております。一番最終のページに総計が載っておりますので、今年度につきましては、15.7ヘクタール。昨年度より0.5ヘクタールの増というふうになってございます。また、法律平成26年度から農地法の一部改正にともなう法律が施行されておまして、この調査結果に基づき今年度も利用移行調査を実施する必要があるでございますので、今後実施してまいりますので、そのときは御協力のほど、よろしくお願いをいたします。表上に書いてある分の内容でございますが、一番左から番号があって、大字、小字、地番、枝番があって、現況地目があって、現況の面積、所有者、住所、氏名があって、調査をしていただいた日で、状況の調査結果ってところが農地法32条第1項第1号という分と、うちにはないんですが、附帯2号この2つがある分については、遊休農地と法律上ではされております。荒廃農地の区分としては、1号または2号の場合はA分類という分類別になりますので、B分類となる分につきましては、非農地に相当する分であるということで、今回集計の対象外となっておりますので掲載を

しておりませんが、台帳上かなりB分類はございますので、そのB分類については今後非農地を判断をするという手続をやっていかないかと思えますので、またそのときは御協力のほどをよろしく申し上げます。

以上で報告を終わります。

議長

ただいま事務局より報告がありましたが、御意見等ございましたらお願いいたします。

これについて何か御意見、多分皆さんしんどかったと思うんで、何か。時期のもうちょっと暇な時期にやってもらったらなど、私は、思うんやけども。

事務局（門谷佳彦）

そうですね。何分その皆さんにお支払いする人件費のほうなんです、農水省の補助事業を活用する関係上、どうしても使っていいよというGOサインが出るのが早く6月、遅かったら7月以降にしか出てこないんで、その辺がちょっと難しいところなので、ちょっと早や、本当はこの来年の、来月の1月1日から、来年のその年の12月31日までの1年間のうちにやりなさいというのが、法律上なってますが、役所の関係上その4月始まり、3月終わりということがありまして、どうしてもこの3カ月、9カ月に分かれてしまうので、なかなかその辺が難しいところがあるんですが、その辺も含めてまたちょっと最善の方法を次年度のときには、大体どうですかね、早いというのは、どのぐらいの時期が一番。

議長

ことしか、ことしは早かったんで例年どおりもうちょっと遅かったかな、去年。

事務局（門谷佳彦）

そうなんです。ことしちょっとこの台帳を、このまあちょっと、以前から申しておるんですが、その農家台帳を全国に公表するように、ことしから、なっておりますインターネットで見てもらったら、全国農地ナビとこのを見ていただくと、各市町村の農地の位置、どういう状況であるかというところがあって、この状況調査結果をさっさと反映せいというふうに、国からお達しがあって、その関係でちょっと早目に出していただいたことになってます。

また意向調査もその12月31日までに終了せんといかんということがあるので、なかなかことしも集計に結構手間どったんで、意向調査はまだちょっとこれからやる予定をしておって、時間がなかなか難しいところがあるんですけど、もう少しでも早くできるようには、県には交渉はしてるところなんですけど。担当者がかわると突然あかんとか、言われるんで、最終ね、補助の対象になろうが、なろまいが、お支払いする金額は変わり

ませんが、その我々のとこの財政の状況によるんで、できるだけ、法律的に事業を活用したいということで、ちょっと時期がちょっと忙しい時期と重なってしまうというのがありますので、また時期等に合わせても、28年の調査に向けて、ちょっと一度議論をしたいと思いますので、また御意見等いただければ100%かなえられるかどうかは、微妙ですが検討していきたいと思っておりますので、また調査のほうをよろしく願いいたします。

議長 ほかに何かございませんか。

井阪委員 1番井阪です。

これ今、皆A分類になっていきますけど、見てみたらもう富貴におられない方とか、もう家が空き家になってる人とか多いですので、そのうちこれもB分類に絶対になると思うんですけど。

事務局（門谷佳彦）

そうなんです。

井阪委員 そやから何とか対策、考えらな。

事務局（門谷佳彦）

これで、要は所有者の意向を確認して、どうしたいか確認しなさい。意向調査の流れなんですけど、意向調査をします。で、自分で耕作す、で、中間管理事業を活用する。誰かに借りてもらうのを自分で探すとか、それで考え得るとかなんとかって、そんな4つほどの項目があって、それを確認してくださいっていう作業をまずします。それを6カ月たった後にその状態がちゃんと履行されてるかどうか確認しなさいと。それで、履行されてないものについては、中間管理機構とか県に報告をしてこいと。最終、県がそれを利用権をとって、誰かが貸してくれる人を探すとかっていうのは、法律上はそうなるんですけど、それやったらしてよと多分みんな言うんで。県もそこまで正直、法律はなっておるけど、ようせんとはいうとんです。で、一つの方法として、こういう調査を機会に貸してくれる農地をストックしておいて、今、富貴でしたらブドウをやってますので、それで、栽培園地をふやすとか、あとまあ違う作物を今、元気にやっとな人に頑張ってもらおうとか。まあそれは無理なのは十二分に承知をしておるところですが。

井阪委員 限界ですわ。

事務局（門谷佳彦）

あとは、新規の就農者をいかに確保するか。

井阪委員

これ、それしかないですやん。

事務局（門谷佳彦）

そうなんです。まあちょっとうちのほうも、遊休農地の解消と対策と
するのが、やっぱり一番の課題ですから、まず現状をつくってもらってる
方、とにかく現状を維持していただくのが最低ラインとして、そこにまだ
余力のあるところを、例えば、僕の勝手な考えですけど、トウキなんか一回
植えたら、次、連作障害での関係で、5年スパンぐらいでいくんかな。

井阪委員

2年。

事務局（門谷佳彦）

2年ですか。

井阪委員

はい、2年植えたら、もう3年目はちょっと。

事務局（門谷佳彦）

あかんですね。

井阪委員

はい。

事務局（門谷佳彦）

だから連作障害が出る間を動くのに。

井阪委員

借りといったらちょっと大変やね。

事務局（門谷佳彦）

そう、それをうまく回していく仕組みを、地域で考え、まあ、例え
ばそのトウキってピンポイントで作物出したんですけど、その背景として
は、その生薬の需要が今、全国的に高まってきて、皆さんもお年ごろなの
でよく、しょっちゅう病院へ行かれて薬の処方されると思うんですけど。
昔に比べて漢方薬の処方をされるお医者さんが、かなり多くなってきてお
ると。それで、やっぱり厚生労働省としても、その生薬の需要というのは、
もうここ何年かで急激にふえてきているというデータの中で、今度、今まで
のその生薬の原産地というのが、日本の場合でしたら、ほぼ8割強は中国
産なんです。で、中国自体は、まあ広大な資源がある土地の大きい国なん
で、みんながこう栽培してるのが天然でなっとったていうのがあって、

それをどんどん出しとったから、よかったというところで安く、まあ安く入手、量ができたというところで、漢方薬のメーカーさんは、中国から買った。ただ、その北京オリンピックを機会に中国自体も経済成長が著しくなったので、国内での需要がまず上がってきたっていうのが1点と、やっぱりそのできてるやつを天然のものを取ると、それを無造作に乱獲すると、次、生えないでしょ。その現象が今起こってきて、中国からの輸入がなかなか、まあコスト高にもなってくるし、量も減ってくると。これはいかんということで、厚生労働省、農林水産省と日本漢方薬協会かな、何かそんなところで、タッグを組んで、まあ8割のうち何割かを国内産にシフトを切りかえようという、国の施策として、薬用産地、産地化に向けた取り組みっていうのを、今どんどんやってて、例えばトウキ一つでも最大の生産地は、北海道ですよ。でも、僕もそのブロック会議に行ったんですけど、北海道はさすがにその広大な敷地があって、広大な量があるんで、量としては採れるんですって。でも、漢方、生薬の原料の成分の質っていうたら、トウキやったらやっぱり「大和トウキ」っていうこの辺の産地のものを、この辺とは出ませんでしたけど、奈良県南部を中心としたっていう言い方しかしてませんでしたけど。やっぱり品質ともに、やっぱり特級というか、最大最高級のもので採れるということも言うてたって背景もあるので、一つとして「大和トウキ」として、出して奈良県産にしてしまうのか。一つの一応、「大和トウキ」やけど和歌山県産として出すかっていうところで、日本漢方薬協会が年間、その農家さんに向けて、こんなうちだすよってやったら、メーカーと交渉してくれるんですよ。それ、してくれるんですけど、大体ね、半分ぐらいは落選するんですって。それで、何でよって聞いたんですよ。やっぱり量の問題らしいです。その何ていうんですか、1キロ、2キロとかあるとかそれじゃちょっと、こらえてよっていう話なんで、やっぱり量が要るっていうことで、国はやっぱり産地化に向けた動きをせな。それで、厳密に言うたら日本漢方薬示方書とかっていう何か、一応ルールがあって、その満たす成分が、その生薬でとれなかったら、あかんとかってあるんですよ。

井阪委員 今、奈良県がすごく力入れている。

事務局（門谷佳彦）

すごい奈良県、力入れてますね。奈良県のちょっとね、県を通じてちょっと奈良県の農家さん向けに配ってる、それも栽培のマニュアルみたいなものを、ちょっと入手をしてみたんですけど。

井阪委員 そんなん、欲しいな。

事務局（門谷佳彦）

よかったですありますが、皆さんの方が詳しいと思います。例えばその、うち自体もトウキ自体の伸ばすのが、キャベツや白菜をつくるのもいいんですけど。やっぱりその野菜はね、やっぱり大きいとこに負けるんですよ、どうしても。だから特色ある、ここでしかできないっていうようなものを、うまいことしようと思ったら、まあ、一つはやりかけてるブドウのライン。もう一つは、元からある生薬のトウキ、米は米で従来どおりつくっていたら、これはこれでいいんですけど。

井阪委員

トウキもええけど、ほんま言うたら、うちのミョウガもどんどん増えたらいいと思うんやけど。

事務局（門谷佳彦）

そうなんですよ、ミョウガもふえたらええんですけどね。

井阪委員

マキは大きくなってきたんでね。

事務局（門谷佳彦）

なかなかその農業という部門でいうたら、高野槇というのは、微妙な位置づけで、特産林産物という解釈もできて、要は山のめぐみっていう言い方はできるし、切り花っていう話にすると農業っていうとこでいけるんで、一番中途半端なんですけど。槇は槇でもう一つね、違うことを別の担当が考えたりとか、今は、いろんなことをせんと。槇が今度主になってきたら、槇をどんどん植えようという動きになってきたら、今後、どんどん農地を潰していく話になってきたら、これもめんどい話になるじゃないですか。それはやっぱり今やってる産業をいかにちょっと伸ばしてあげるかで、やっぱり遊休農地対策として一つ。例えば。富貴のまち薬草のまちとかさ。そういうふうにしたら、新しい新規の農業者も来る、あ、おもしろいことをやってるな。結構、やっぱり独自性をやらんと、ここの地域でもその農家さんの担い手不足というのは、うちに限らず近隣の橋本、かつらぎでも、もう目に見えるぐらい、もう担い手不足やと。そうやってきたときに、今さらまあ、ほんな柿を植えよかって、こんなとこ柿植えたってもう、さっぱりじゃないかな。今あるものをいかに、その独自性を見出す。高野町の薬やったら、特にねお大師さんのまちで、つくった薬やたらね。何かよく効くような気、してくれるかもしれない。こんなことを言うたらお大師さんに起こられますけど。でもまあ、そういうネームバリューも使いながら、しょうか。

井阪委員

特色あるもんでないとな。

事務局（門谷佳彦）

そうなんです。結局、大根をつくってる、ニンジンをつくってるって、これはこれでいいんですけど。やっぱりその野菜の生産っていったら、もう紀の川市に、県内では勝てへんのですね。

井阪委員 そのせいか。

事務局（門谷佳彦）

それは、圧倒的な量でもうね、タマネギだからって、ここから見えるぐらいタマネギをつくるとかき。それで、あとはデメリットはここ、雪で冬眠する期間がどうしても出てくると。やっぱり少ない期間で、収量路が高くて。

井阪委員 でもお金上がる。

事務局（門谷佳彦）

お金が上がるというのが、最後についてきてくれたら、最高なんですけどね。そうやってきたら、やっぱりトウキとかのが一番やっぱり細々とみんなやられてるから、やっぱりその一番効率がええんかなとは、僕は思うんですけど、まあ違ったら、それは違うぞって言うてくれたら、またそれも見直さなあかんねんけど。

例えば、トウキ一つでも、例えば一つの組合みたいなのを組織するとしたら、仮、仮定ですよ。例えば、その漢方薬のどうこうというところというたら、要は機械をね。効率のええ機械と一緒に、要はヤンマーとかクボタとか、メーカーさんとタッグを組んで、そういう機械を開発する。機械もちょっとね、梶谷さんのところを見せてもらったけど、使わんとさらで置いとるとかっていう機械もな、使いもんにならんとかっていうのもあるんで。何が一番ええんやいうたら、古い洗濯機が一番ええとかな、その話を聞いて、ええっとか言う。

そういうのも考えていけるかなって。国が今、産地化に向けた取り組みっていうのを物すごい後押ししてるんで、その風にうまいこと乗れて、乗って、それでなおかつこの耕作放棄地解消につながったら、一石二鳥やと。耕作放棄地もね、考え方なんですけど、新たに借りるってしても、要はここで位置づけられた、耕作放棄地ってなったところを、再生作業って、要は草刈って、起こして畑や田にするまでって、手間かかりますでしょ。その手間かかる分の経費を国の補助事業で、もらうことできるんですよ。っていうのも一つの、まあいう経費をね、かかるとこの経費の一部を国の事業とかを活用して。

議長 それは、個人的でもだめなん。

事務局（門谷佳彦）

個人でできますよ。そのかわり、あれですよ、つくって次の年にいきなり、チンって荒れとるとかは、最低やっぱり5年は、何て言うん例えば、もう病気でどないもなれへんとか。特にその何ていうの考慮すべきっていうことを、世間一般的にこれはしゃあないでっていうことに関しては、大丈夫かと思うんですけど。あれはやっぱりそれはいかんかっていうて決めるのは、これは、アウトです。

そうなんです、やっぱりね、例えば国の事業とかって、まあ事業で役所の金を使うっていうことは、おまけがついてくるって、みんなよく言われるのが、そこなんです。一応、その耕作するから、この事業名でいったら、耕作放棄地再生利用交付金っていう事業で。高野町では実績が1件だけあるんですね。花坂で。だから、施設でハウスだったりとか、かん水設備つくったりとか、そういう費用もできますし、近隣の市町村やったら、かつらぎ町さんがね、うまいこと使こてね、結構やってはりますわ。例えば2年間でこんなけ要りますって承認を受けたら、もう一括で2年分金くれたりとかね、するんで。金を渡して、その間にやめてどこかに行かれるのが一番怖いんですけど役所はね。そういうのもあるので、また、そういうことをしようかな、その背景には、この利用権の設定を6年以上据えなあかんとか。結局6年っていう条件をつけるの、借りるのを6年間借りますっていうことは、6年間は耕作放棄をしないということ、約束するのと同じなんです。それをどう捉えるかなんです。それはやっぱりかなわんさかい、もらわんで、そやからもう利用権、利用集積2年単位でちょんちょんするほうが効率ええって、いう考える方もおられるし。あとはまあ、中間管理事業っていうのあるんで、どうせ借り、今ね貸し手さんという人には、一定の要件満たしたら、お金くれるんですよ。ヘクタール当たり2万円ですから、1ヘクタール2万円くれるんですよ。1ヘクタールいうたらすごいですから。まあ、何千円の世界ですけどね。実際、もらおうと思ったら。そうやけど、もう一つ全国的にふるわんから、今、来年度、制度を変えて今度、要は受ける人に何かもらえるようになるのと違うかなというのが、この間の会議では言ったんですけど。出し手さんに渡しても、受け手さんが借りるんやからっていうのを、今何か東京のほうで議論されとるといふうな情報まで入ってるんです。

いろんな事業あるんですけど、やっぱり制限が結構ありますよね。6年間つくりなさいとか。あとは、農業振興地域でないとかね。

この富貴の分は問題ないと思うんですけど。この・・・とか、こんなところはもう、農振地域外れてるところは、しんどいですね。まだ。耕作放棄でも富貴何かでもそのピンポイントで農振地域から外してるとこあったりするんですよ。その辺は、出てきたときに再編入してもいいし、いろいろあるんで耕作放棄地の対策として、いろいろあるんでそれでやっていかなあかんというのが、正直なところなんです。このまま何もせんとおると、

総務省の人口の減少の地方創生会議で、高野町が県内トップの消滅するであろうとされてる都市ですよ。なんで、1位が高野、2位が紀美野で、3位がどこか。

井阪委員 1位で。

事務局（門谷佳彦）

1位ですね。違う意味の1位ですね。なんで、何かをせんとあかんということで、各地域でいろいろと取り組みを進めていかなきゃあないところなんですけどね。その中でこの15ヘクタールもある耕作放棄地を、どう活用するかなんです。

で、取り組みの事例というか、やられてるところってあるの、例えば、筒香の田んぼづくり隊とかっていう人からは、そういうところを解消しながら、お米をつくってはると。試験的に学校給食へ入れて、取り組みをするんで、そういうのもまあ、うちのほうでもするんで、今つくっている人も含めて、また。

井阪委員 それ、考えてくれてはりますの。

事務局（門谷佳彦）

はい。

上田委員 学校給食。

事務局（門谷佳彦）

大分もうね、親方のほうはね、もうして大体、学校給食で年間5トン、米を消費するそうです。で、そのうちは1トンは筒香で賄えるやろうというて、それで、あと富貴とか花坂とかその辺で、残りの分2トン、3トン、1トンでもいいだろうし。よく考えていったらええ。また、そうなると品種をね、ばらばらにされたら困るっていうのが。

井阪委員 そやけどブレンド米とて、おいしいん違うん。

事務局（門谷佳彦）

まあそう、まあそうなんでしょうけどね。やっぱり給食センターサイドからいうと、一回に炊飯する品種は、まぜられたら水かげんがわからんさかいに、そら長年やっとな方やったら、6：4でまぜたらこんなときやとか、7：3やったらこんなんでという経験があるんですけど。全くないですからね、給食センターさんの職員さんって、何かそれが、早かったら今週から1回試作、出るんですけど。ちゃんと炊けるかいうたら、ちょっと

微妙なところから始まるというて、教育委員会も言うとするんで。

井阪委員 もうこれ、筒香ら、持ってるの。

事務局（門谷佳彦）

とりあえず、ためしに固まって、その両方あるとこって、筒香しかなかったんで、その一応仕組みとしては、これは3つの三ツ星の米屋さんから学校給食納品するんで、そこへ持って行ってもらったら、買ってもらって行くというストーリーにはなってるんで。ただね、価格上限が決まってまして、納入する単価あるますよね。それが、30キロの袋ありますやんか、あれで、黒の状態で8,000円。これは上限です。これより下は、安かったら何ぼでもいいんですけど。これより上がるのは、受け入れてくれない。受け入れてくれない、受け入れてくれないやったら、まだ、・・・そのそこはね。学校給食はそんな単価で試算されとるやつでしか、出せないから。

井阪委員 8,000円やったらええがな。

事務局（門谷佳彦）

そうですね。

議長 ほかにありませんか。

各委員 （「ありません」の声あり。）

議長 それではないようですので、報告第8号は以上とします。

続きまして、報告第9号、平成27年度農業者年金加入促進セミナー及び平成27年度全国農業委員会会長代表者集会について、事務局より報告をお願いします。

事務局（門谷佳彦）

報告第9号、平成27年度農業者年金加入促進セミナー及び平成27年度全国農業委員会会長代表者集会について、このことについて、別添のとおり平成27年度農業者年金加入促進セミナー及び平成27年度全国農業委員会会長代表者集会に出席したので報告します。平成27年12月21日提出。高野町農業委員会会長職務代理、下名迫勝實。

次のページに抜粋で載せておられます。

12月2日、3日ちょうど熊の話をした時期なんですけど、わたり、当会の最初は会長が行っていただく予定でしたが、会長がちょっと都合で行けなかったんで、私と事務局長と2人で出席をしてまいりました。

当日につきましては、初日には全国農業者年金連絡協議会と全国農業会

議者が主催となる、農業者年金加入促進セミナーを開催をして、東京の都市センターホテルにおいて開催をしました。内容としましては、新たな目標が達成できるような取り組み、新規加入者の確保を目指すというふうなことで、農業者年金制度の施策支援の加入へ向けた課題の積み上げを踏まえ、農業者にとって安定的な活動に取り組むということを中心に議題として行われておりました。

ページをめくっていただきますと、12月3日に東京都の日比谷公会堂におきまして、全国農業会議者が主催となりました平成27年度の全国農業委員会会長代表者集会がございました。ここの代表者集会では、今年度の農業委員会としての組織が最後の会議となります。来年度から皆さん御承知のとおり、新たに農業委員会ネットワーク機構と一般社団法人になりますので、また、取り組みが変わってくるというところがございます。

今回の申し合わせ決議等につきましては、農地利用最適化に向けた取り組みを強化することに関するものが満場一致で可決をされました。

その他内容につきましては、別紙の議案書のほうにつけておりますので、ごらんいただきますようお願いをいたします。

以上で報告を終わります。

議長

ただいま事務局より報告がありました。御意見、御質問等ありますか。ありませんか。

なかったら、報告第9号は以上とします。

これで、予定してました議案審議は全て終了しましたが何かその他で御意見、御質問ありましたら。

何もないようですので、閉会とします。

どうもふなれなものですいません。

ありがとうございました。

*****午前11時30分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成28年1月13日

会 長 _____

署名委員 5 番 _____

署名委員 7 番 _____

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。